令和８年度第７回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和８年度化学物質審議会第３回安全対策部会、第 269 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和８年１１月９日	資料１－１

令和８年度スクリーニング評価結果及び今後の対応について（案）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）におけるスクリーニング評価とは、一般化学物質等について、リスクがないとはいえない化学物質を絞り込んで、優先評価化学物質に相当するかどうかを判定することである[1]。

「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第２版】」に基づき、届出情報等を用いて、令和８年度のスクリーニング評価を実施した。

なお、化審法においては、次の事項について規定されている。

○ 「一般化学物質」とは、優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び新規化学物質以外の化学物質をいう。【化審法第２条第７項】

○ 「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第二種特定化学物質に該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。【化審法第２条第５項】

○ 優先評価化学物質の指定をしようとするときは、審議会等で意見を聴くこととされている。【化審法第 56 条第１項第２号[2]】

１．評価対象物質及び評価方法

令和８年度のスクリーニング評価は、可能な範囲で化学物質ごとに評価を行うことを原則[3]とし、令和６年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量の全国合計が 10t

---

1 化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第２版】（２）スクリーニング評価の位置づけ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_kangaekata.pdf

2 化審法第五十六条
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。
二　第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（次項に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。）。

3 基本的には CAS 登録番号ごとに評価を行う。製造・輸入数量等の届出の記載等において国が CAS 登録番号と関連づけられない物質等においては官報公示整理番号（MITI 番号）ベースで評価を実施する。また、省令改正により、実際に製造・輸入されている構造が把握できる書類等を必要に応じて届出への添付を求めることができるようになったことから、それを基に、構造情報を分析し、構造や組成が不明であった物質のスクリーニング評価単位を順次設定している。具体的

超であった一般化学物質等（以下①～④）を対象とする。

① 一般化学物質（以下を含む）
令和７年３月 31 日以前に優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質（他の優先評価化学物質に包含されたものを除く。）
② 公示前の判定済み新規化学物質[4]（未公示の新規化学物質）
③ 「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質【生態影響の観点での評価】
④ 「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質【人健康影響の観点での評価】

基本的に化審法の届出情報に基づく全国推計排出量及び分解性を加味して付与した暴露クラスが１～４の物質に有害性クラスを付与し、暴露クラス５又はクラス外の物質については、暴露クラスの付与をもってスクリーニング評価を実施したこととする（専門家による詳細評価実施対象の物質や、有害性情報が得られている物質については評価を実施）。

また、人健康影響と生態影響それぞれの評価に用いる有害性情報や暴露の指標が異なるため、評価は人健康影響と生態影響の別に実施し、上記③及び④について優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがないとは認められないかどうかを評価する。

有害性クラスは、化審法において着目している長期毒性に係る有害性情報について、「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改訂第２版】[5]」、「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について[6]」に記載された情報源から情報収集及び信頼性の確認を行い、「化審法におけるスクリーニング評価手法について【改訂第３版】[7]」に基づき付与する。

暴露クラスは、化審法に基づき、事業者等から届出のあった製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与する。

物質ごとに付与された有害性クラスと暴露クラスを優先度マトリックスに当てはめ、それぞれ優先度を求める。その結果、有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」又は「低」に区分される物質のうち、「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準[8]」に基づき必要性が認められた物質について、優先評価化学物質として指定することが適当であると考える。

には、MITI 番号ベースでの評価単位を実際に製造・輸入されている構造の範囲に絞る、構造に重なりのある異なる CAS 登録番号を１つの単位とする、塩など、これまで複数の MITI 番号で届出られていたことにより１つの物質が複数の単位に分かれていたものを塩として１つの評価単位とする等を行っている。

[4] ただし、公示前の新規化学物質のうち、良分解性の物質については、有害性情報を取得していないことから、評価の対象としていない。また、高分子フロースキームにより白判定相当（法第４条第１項第５号の判定）を受けた高分子の物質のうち、届出不要に該当する物質については、評価対象外とする。

[5] 化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改訂第２版】
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria03.pdf

[6] 化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria04.pdf

[7] 化審法におけるスクリーニング評価手法について【改訂第３版】
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening.pdf

[8] スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準（令和２年 12 月 11 日）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_expert.pdf

なお、物質ごとに人健康影響に係る優先度と生態影響に係る優先度をそれぞれ求めるため、その結果、「人健康影響に係る優先度マトリックスにより優先度「高」となる物質」、「生態影響に係る優先度マトリックスにより優先度「高」となる物質」のいずれか、あるいは両方に該当するものがある。

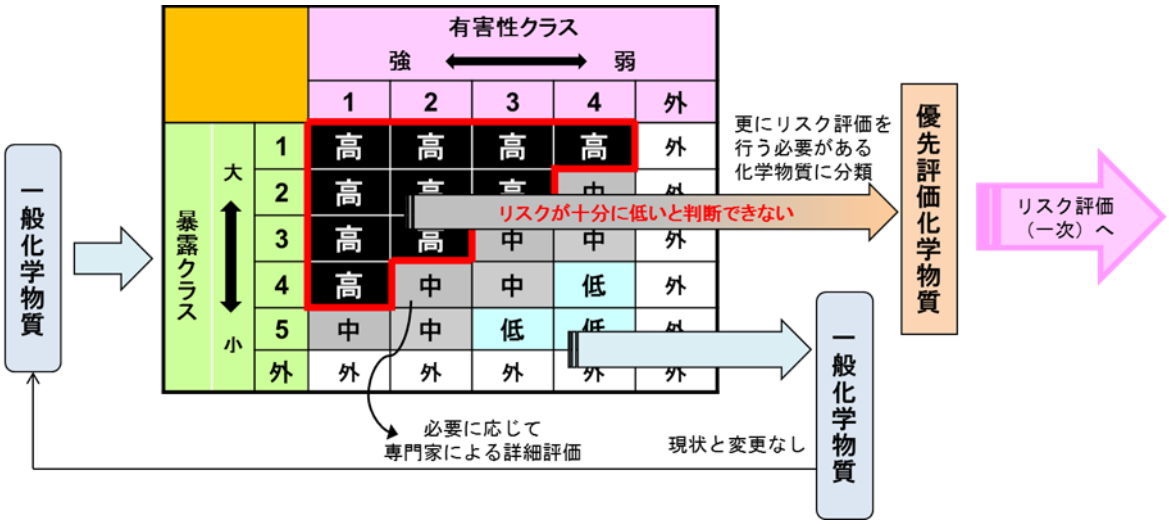


図１　優先度マトリックスを用いたスクリーニング評価

２．評価結果

すべての評価対象物質について、暴露クラスを付与した結果は表１のとおり。

表１　令和６年度実績に基づく評価対象物質数及び暴露クラス別の物質数

	一般化学物質		優先評価化学物質（指定根拠ではない項目の評価）	
			人健康	生態
評価対象物質（製造・輸入数量が 10t 超）	7616 物質		89 物質	83 物質
暴露クラス	人健康	生態	人健康	生態
暴露クラス１	8 物質	4 物質	2 物質	0 物質
暴露クラス２	63 物質	39 物質	12 物質	4 物質
暴露クラス３	202 物質	111 物質	32 物質	11 物質
暴露クラス４	553 物質	357 物質	28 物質	28 物質
暴露クラス５	1188 物質	862 物質	14 物質	24 物質
暴露クラス外	5602 物質	6243 物質	1 物質	16 物質

○　付与した暴露クラス及び有害性クラスを用いて、スクリーニング評価を実施した。

○　評価の結果、優先評価化学物質として指定することが適当であると考える物質を資料１

－１別添にまとめた。

- 優先度「高」となり優先評価化学物質に指定することが適当と考える物質のスクリーニング評価結果の詳細は、資料１－２のとおり。
- 優先度「中」又は「低」に区分される物質から専門家による詳細評価が必要な物質についての評価結果は、資料１－３のとおり。
- 優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質についての評価結果は、資料１－４のとおり。

３．今後の対応について

○ 評価結果を踏まえ、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質については、優先評価化学物質に指定し、指定された翌年度以降、優先評価化学物質として製造・輸入数量等の届出対象とする。

○ 優先評価化学物質に指定する際、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質について、その範囲が他の優先評価化学物質と重複している場合や、その取り扱い実態を踏まえるとより適切な評価単位があると考えられる場合等については、今年度のスクリーニング評価で用いた名称及び範囲にこだわらず、より広い範囲となる場合も含めて、より適切な優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう別途検討することとする。また、優先評価化学物質として指定した後であっても今後のリスク評価の実施を進める際には必要に応じて同様の検討を行う。

○ また、次年度以降のスクリーニング評価についても、引き続き、化審法の届出情報に基づく全国推計排出量が多い物質に注力して進める。加えて、構造や組成が不明な物質のスクリーニング評価単位についても、引き続き、順次設定していく。